

『香川シャープの森』パートナーズ協定書

シャープ株式会社（以下「甲」という。）香川県（以下「乙」という。）及び塩江町森林組合（以下「丙」という。）は、『香川シャープの森』づくりを協働で進めることについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、乙の「フォレストマッチング推進事業」を協働で進めることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協定森林）

第2条 この協定で対象とする森林（以下「協定森林」という。）は、別表及び別図に示すとおりとし、この協定森林を『香川シャープの森』と称するものとする。

（甲の努め）

第3条 甲は、乙及び丙と協議して策定した協定森林における活動計画書に基づき、甲の裁量において森林づくり活動を実施するものとする。ただし、活動計画書に記載のない活動については、甲、乙及び丙の協議により定めるものとする。

- 2 前項の森林づくり活動について、甲は、活動計画書に記載の目標の達成を保証するものではないものとする。
- 3 甲は、第1項の森林づくり活動の実施に要する経費を負担するものとする。

（乙の努め）

第4条 乙は、甲がこの協定に基づき活動を行うにあたっては、丙との連絡調整や周辺住民との連絡調整を行う等地域の窓口となるものとする。

- 2 乙は、甲の森林づくり活動が適切に実施されるよう、丙と協力して甲に対し助言及び指導等のサポートを行うものとする。

（丙の努め）

第5条 丙は、甲の森林づくり活動が適切に実施されるよう、乙と協力して甲に対し助言及び指導等のサポートを行うものとする。

（権利の帰属）

第6条 甲は、この協定の有効期間内であっても、協定森林内の木材（間伐した木材を含む）についての所有権を有しないものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、甲、乙及び丙の協議によりこの協定の有効期間を延長することができるものとする。

（その他の事項）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定の履行に必要な事項にあつて、この協定に定めのない事項については、必要に応じて覚書を締結することにより取り決めるものとする。

- 2 この協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年4月 日

甲 大阪府大阪市阿倍野区长池町22-22
シャープ株式会社

乙 香川県高松市番町4-1-10
香川県
環境森林部長 青山 忠幸

丙 香川県高松市塩江町安原下第2号1645
塩江町森林組合
代表理事組合長 藤嶋 忠男